

総論

1 西東京市第2次男女平等参画推進計画策定の意義

西東京市は、一人ひとりが自分らしく自立し、いきいきと個性と能力を発揮できる社会をめざして、2004（平成16）年3月に策定した「西東京市男女平等参画推進計画」に基づき、さまざまな男女平等推進施策を実施してきました。その間、多くの成果をあげてきましたが2008（平成20）年に計画期間が満了することから、引き続き男女平等参画の考え方を広めていくため、「西東京市男女平等参画推進計画」を改定し、第2次の計画を策定します。

日本国憲法で個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、各種の法制度は概ね男女に平等になってきましたが、人々の意識や態度、制度や慣習の中には、固定的な家族像や男女の役割を反映したものが、今なお根強く残っており、女性はもとより男性にも生きにくい社会となっています。

また、少子高齢化の急速な進展や家族形態の多様化、グローバル化の進展など、経済・社会の大きな変化により、新しい課題が生じており、従来の制度では対応できない状況も生じています。社会や地域が今後も活力を維持し、発展していくためにも、性別や年齢にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することが大変重要です。

西東京市が今後も平和で暮らしやすいまちとなるため、第1次計画をふまえ、男女平等参画社会の実現をめざして、市民と行政がともに積極的に取り組む第2次男女平等参画推進計画を策定します。

2 計画の背景

① 世界の動き

・ 第4回世界女性会議（通称「北京会議」、1995年）

「北京宣言」と12の重大問題領域と戦略目標を掲げた「行動綱領」が採択されました。この行動綱領によって、男女平等の推進は「女性に特有の問題」としてだけでなく、男女を取り巻く問題（ジェンダー*の問題）として注目することの重要性が示されました。

・ 第49回国連婦人の地位委員会（通称「北京十10」、2005年）

「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」の実施状況の評価・見直しとともに、更なる実施に向けた戦略や今後の課題が協議されました。

・ 最近の動き

2008年現在、国連婦人の地位委員会は53回を数え、「女兒に対するあらゆる形態の差別及び暴力の撤廃」などをテーマとして活発な議論、アピールを行っています。

また、国連開発計画では1990年から毎年「人間開発報告書」を発行しています。この中で人間開発指数、ジェンダー開発指数、ジェンダー・エンパワーメント指数などの各国における取り組みを評価する基準として発表しています。

ジェンダー（社会的性別）

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

② 日本の動き

・「男女共同参画社会基本法」制定（1999（平成11）年）

この法律によって、男女共同参画社会の実現が21世紀の日本社会を決定する最重要課題であると位置づけるとともに、2000（平成12）年には「男女共同参画基本計画」を策定しました。

・男女共同参画に関連する環境整備

男女共同参画推進に向けて、法律などさまざまな環境整備が進められています。

- ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の制定 2000（平成12）年
- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV*防止法）」の制定 2001（平成13）年
- ・「DV防止法」の一部改正 2004（平成16）年、2007（平成19）年
- ・「育児・介護休業法」の一部改正 2005（平成17）年
- ・「雇用機会均等法」の改正 2006（平成18）年
- ・「男女共同参画基本計画」改定 2005年

・最近の動き

国際的に取り組みが遅れている、政策・方針決定過程への女性の参画に対し、「2020（平成32）年までに指導的地位に女性が占める割合を30%以上に」という目標を掲げ、参画拡大に取り組むとともに、女性のチャレンジ支援、仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し等に重点的に取り組んでいます。

2008（平成20）年には「女性の参画加速プログラム」が策定され、活躍が期待されながら女性の参画が進んでいない医師、研究者、公務員などのさまざまな分野に焦点を当てた戦略的な取組も進められています。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

Domestic Violenceを略してDVという。直訳すれば「家庭内の暴力」だが、日本で家庭内暴力というと、子どもが親に対して振るう暴力と取られがちのため、一般には「夫や恋人からの暴力」や「親しい間柄での暴力」と訳される。身体的な暴力だけではなく、精神的な暴力、性的な暴力なども含まれ、加害者にも被害者にも学歴や職業などの偏りはない。

③ 東京都の動き

・「東京都男女平等参画基本条例」施行（2000（平成12）年）

この条例を踏まえ、2002（平成14）年には「男女平等参画のための東京都行動計画『チャンス&サポート東京プラン2002』」を策定しました。

・男女共同参画に関連する環境整備

男女共同参画推進に向けて、さまざまな環境整備が進められています。

- ・「東京都配偶者等暴力対策基本計画」の策定 2006（平成18）年
- ・「男女平等参画のための東京都行動計画『チャンス&サポート東京プラン2007』」の策定 2007（平成19）年

・最近の動き

「仕事と生活の調和の推進」、「女性のチャレンジ支援の推進」を柱としたさまざまな男女平等施策に取り組んでいます。また、2009（平成21）年には「配偶者暴力対策基本計画」の改定に取り組み、区市町村における配偶者暴力対策充実のための支援や相談から自立まで、被害者の視点に立った切れ目のない支援を進めていきます。

④ 西東京市の動き

・「西東京市男女平等参画推進計画」策定（2004（平成16）年）

この計画では、施策の進捗状況等について、市民委員を含む男女平等参画推進委員会で毎年評価し着実な推進を目指しています。

・男女共同参画に関連する活動拠点の整備

前計画から検討が進められていた活動拠点施設「男女平等推進センター パリテ」が2008（平成20）年4月に住吉会館内に開館しました。

男女平等施策を推進するために、市民で構成する男女平等推進センター企画運営委員とともに、情報誌の企画や各種講座、パリテまつり等男女平等推進拠点としての機能を充実させていきます。

・西東京市民の意識・実態

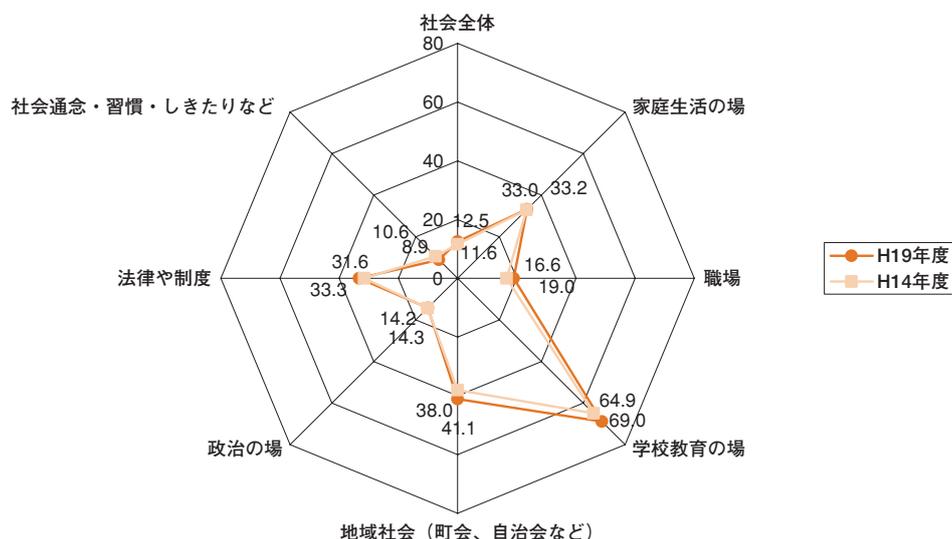
本計画を改定するにあたり2007（平成19）年には、「男女平等に関する西東京市民意識・実態調査（以下「男女平等市民意識調査」と略す）」を実施しました。西東京市民の男女平等に関する意識や実態として、その結果概要を取りまとめています。

＝男女の地位の平等感＝

男女の地位が平等になっていると思うか、さまざまな分野についてたずねたところ、「男女の地位は平等になっている」と答えている市民の割合は、学校教育の場では約7割とやや高いものの、そのほかの分野では低く、社会全体においても1割程度に留まっています。5年前の調査と比較すると、わずかに男女の地位の平等感は向上しています。

多くの場面で男性の方が優遇されていると感じている人が多いということがうかがえます。(16頁参照)

■ 図1 男女の地位は平等になっていると感じている割合



＝就労状況＝

～女性の場合～

2007（平成19）年実施「男女平等市民意識調査」の結果によると、西東京市の20歳以上70歳未満の女性のうち、6割の人は働いています。

また、結婚している女性に限って見た場合でも6割の人が仕事をもっています。しかし、育児や介護のために長期の休業制度を利用することが可能と答えたのは、働いている女性の4割弱に留まっています。働いている女性の約半数は自宅から30分以内のところを勤務場所ですが、約2割の女性は1時間以上かけて通勤しています。

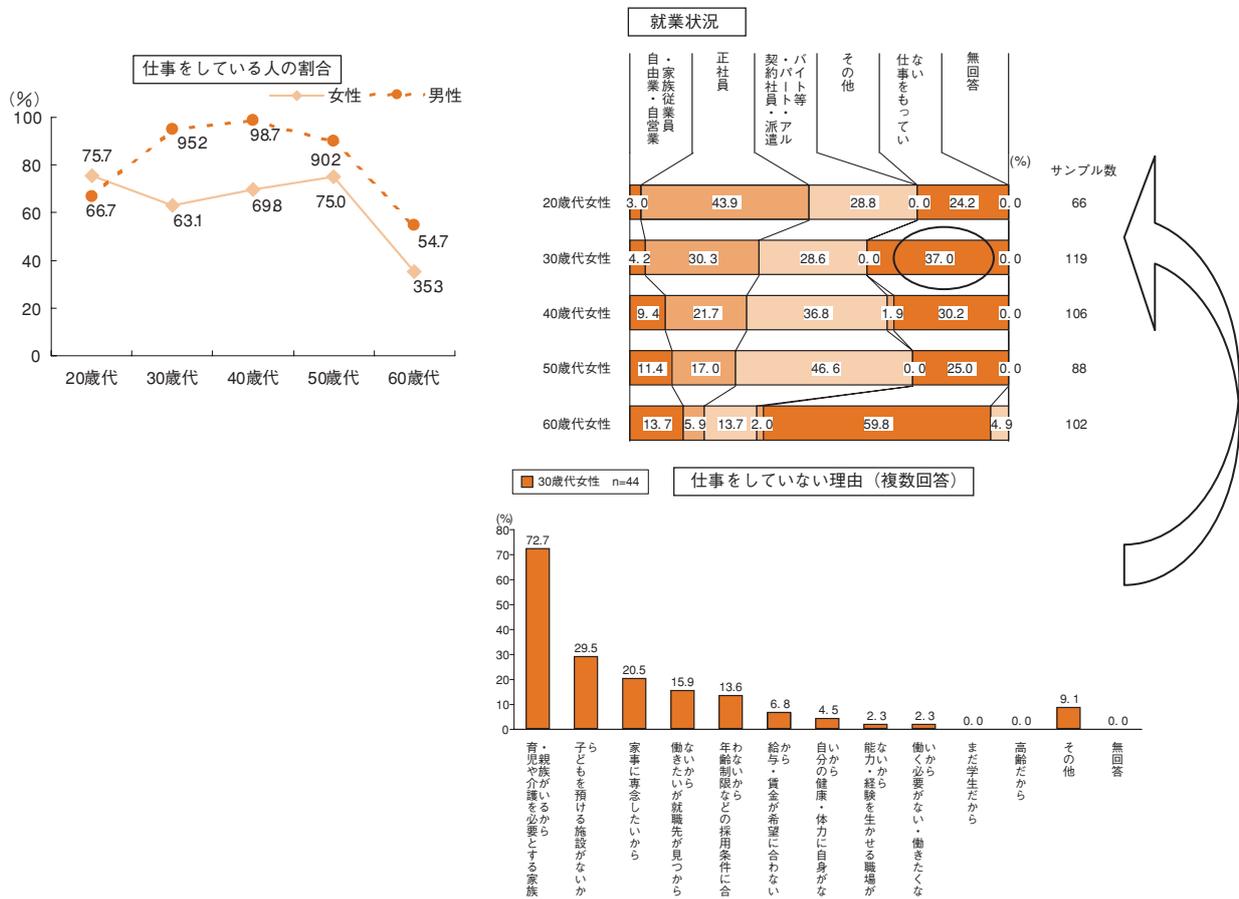
～男性の場合～

西東京市の20歳以上70歳未満の男性のうち、8割強の人が仕事をもっており、正社員の割合は女性の約2.5倍です。育児や介護のために長期の休業制度を利用することが可能と答えたのは、働いている男性の3割強に留まっています。働いている男性の4割は自宅から1時間以上かけて通勤しており、30分以内のところを勤めている人は、4人に1人です。

～育児と女性の就労～

20歳代から30歳代にかけて、正社員で働く女性の割合は、3割減し、仕事をもっていない人の割合は4割弱になります。40歳代になると仕事を持っている人の割合は増えるものの、大半が「契約社員・派遣・パート・アルバイト等」です。30歳代で仕事をしていない人にその理由をたずねると、7割の人は「育児や介護を必要とする家族・親族がいるから」と答えており、育児や介護により仕事を中断している様子がうかがえます。

■ 図2 就労をめぐる状況



資料：西東京市「男女平等市民意識調査」(平成19年度)

＝女性の参画状況＝

西東京市においては、市議会議員に占める女性の割合(26.7%)も審議会等の委員に占める女性の割合(32.4%)も全国や東京都等に比べて、比較的高い状況にあります(平成19年4月現在)。

一方、市職員での男女比をみると、事務系において、女性は5人に2人の割合(40.5%)であるのに対し、管理職に占める女性職員の割合は1割未満(5.1%)となっています。

Ⅱ

計画の基本的考え方

1 計画の基本理念

一人ひとりが自分らしく自立し いきいきと個性と能力を発揮できる社会をめざす

私たちは、男女が性別により差別されることなく、人権を尊重する社会をめざします。

私たちは、自らの意思と責任により、多様な生き方の中から自分らしい生き方を選択することができる社会をめざします。

私たちは、子育てや介護、その他家庭生活に、男女が対等な立場で参画し、ともに責任を担う社会をめざします。

私たちは、仕事や地域活動などの社会生活に、男女が対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会をめざします。

2 計画の基本的立場

この計画は、すべての男女を施策の対象とし、性別により異なる扱いがされない社会をめざしています。一方、妊娠・出産に関する女性特有の機能について保護の対象とすることは、男女平等に反するものではなく、社会として必要なことと考えます。また、この計画では、差別の結果生じている男女間の格差を改善するためには、必要な範囲において男女のいずれか一方に対して、参画の機会を積極的に提供する必要があると考えます。

1 計画の目的

この計画は、市が行う男女平等参画施策の基本方針を示すと同時に、男女平等参画社会実現のための直接的・間接的な取り組みを体系化し取りまとめ、その施策を推進することを目的とするものです。

2 計画の性格・位置づけ

- (1) この計画は、『男女共同参画社会基本法』に規定される「市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(第14条)」です。
- (2) この計画は、「西東京市総合計画」や「地域福祉計画」「子育て支援計画」などの関連する他計画と整合性を図りながら策定したものです。
- (3) この計画は、市の施策をすすめるための行政の計画であるとともに、市民と協働で取り組むことを前提とした計画です。
- (4) この計画は、学識経験者や公募の市民等で構成される「西東京市男女平等参画推進委員会」での検討を中心に、「男女平等市民意識調査」や「市民説明会」の意見などを踏まえ、策定したものです。
- (5) この計画は、取り組みの主な担当課を記載していますが、関連部課で連携をし、全庁的に取り組んでいくことを前提とします。
- (6) この計画は、市民参加のもと策定後の取り組みの実施・点検・評価を行い、実効性の確保に努めるものです。
- (7) この計画のうち、市の行政権限を越える課題については、国・都や関係機関、事業主等に対して、積極的に働きかけていきます。

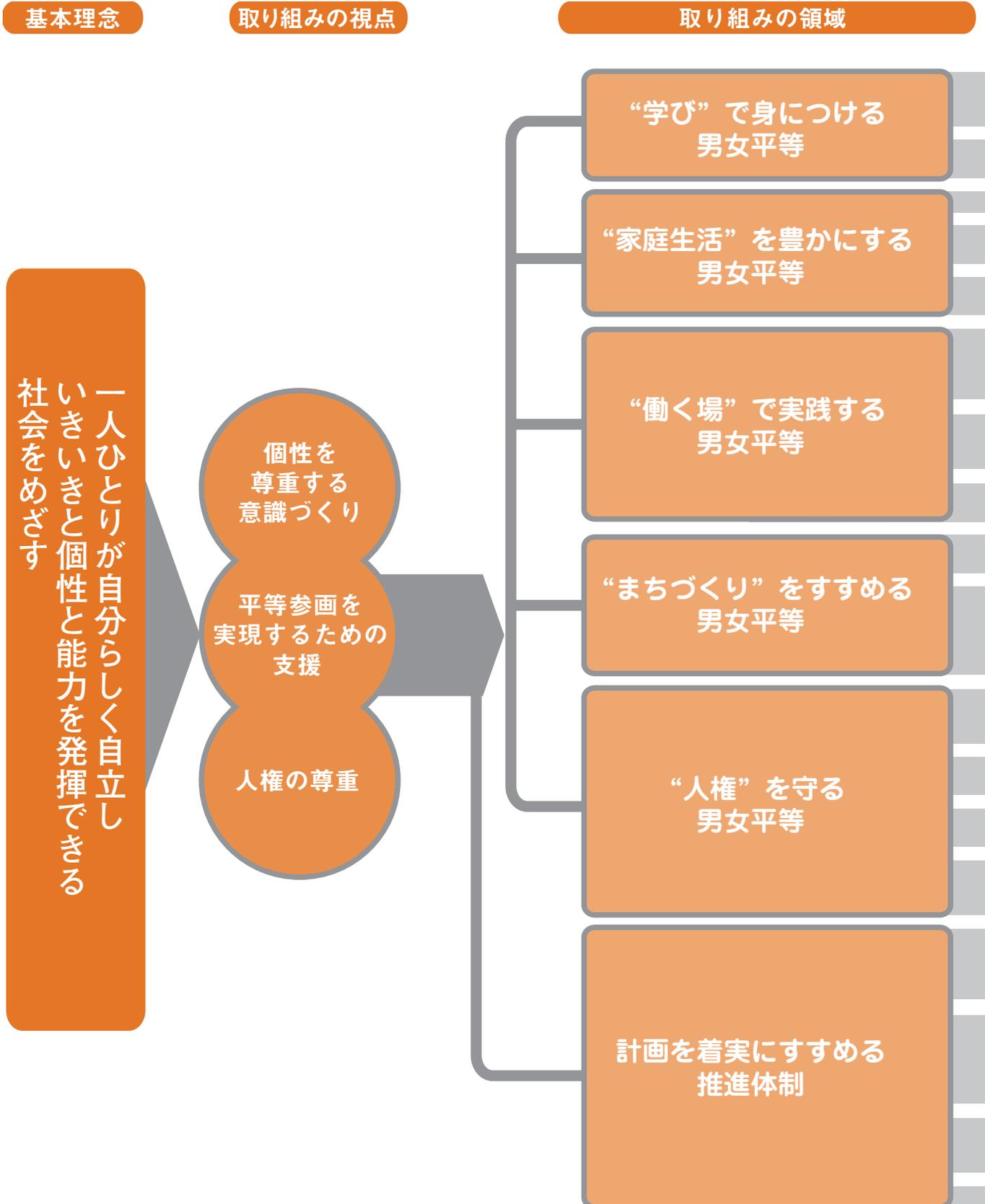
3 計画の期間

この計画は、長期的視野にたち基本理念をかかげつつ、2009（平成21）年度～2013（平成25）年度までの5ヵ年の具体的取り組みを策定したものです。

社会経済情勢の変化や国内外の動きなどに対応するため、必要に応じ随時見直しを行います。

※ 計画の位置づけについて、12頁に関係図を示していますのでご参照ください。

IV 計画の体系

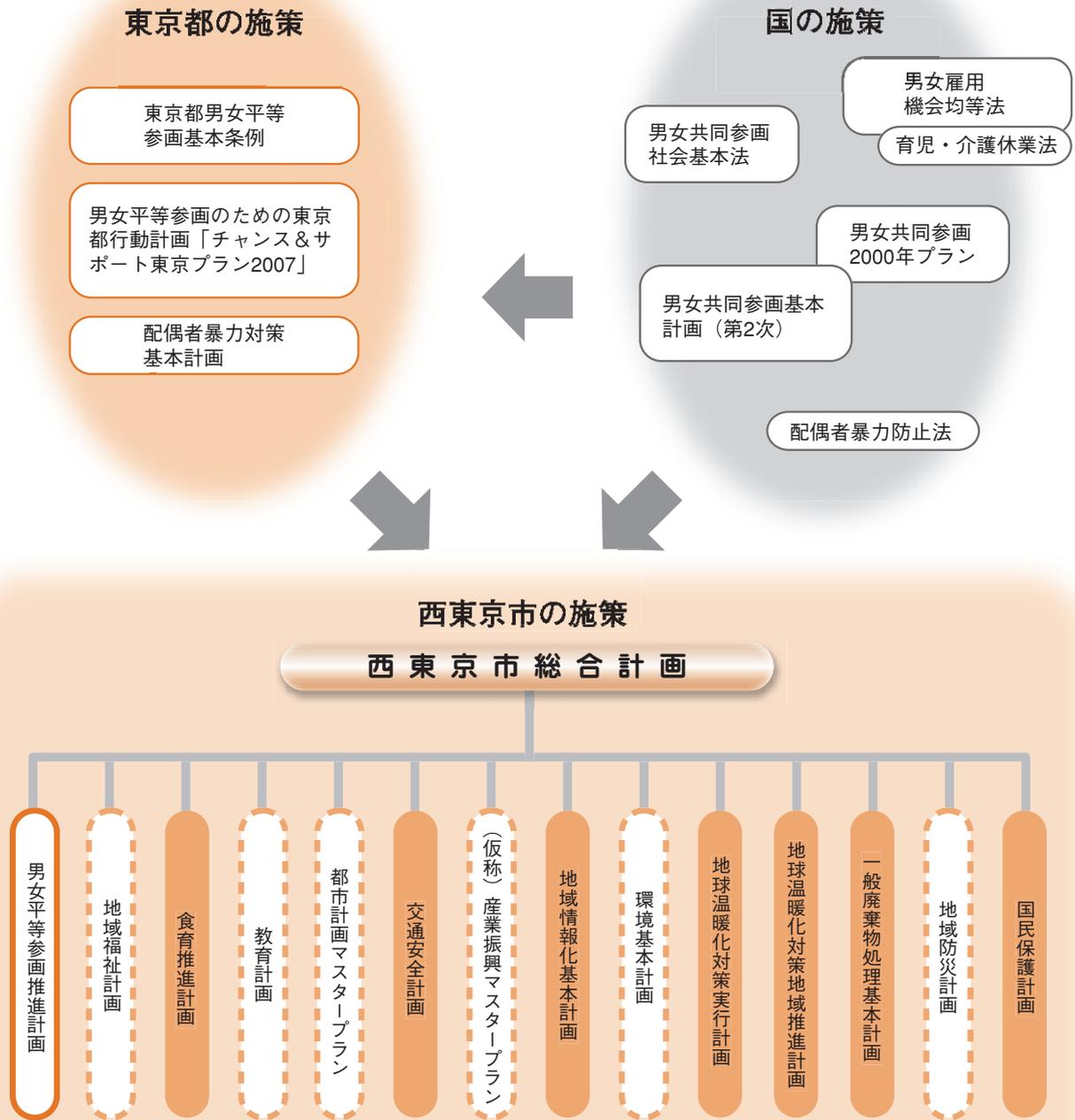


取り組みの方向性

具体的施策

①男女平等の意識づくり	①-1 男女平等推進のための情報の提供・発信 ①-2 男女平等に関する学習機会の提供 ①-3 男女平等に関する調査研究の実施と活用
②家庭・地域・学校における男女平等教育・学習の推進	②-1 男女平等に基づいた教育・学習の実施 ②-2 保護者・保育士・教員等の男女平等意識の醸成
③家庭における男女平等参画促進	③-1 男女の意識改革と生活技術取得への支援
④子育てへの社会的支援の充実	④-1 子育て支援サービスの充実 ④-2 地域での子育て支援の促進
⑤介護への社会的支援の充実	⑤-1 地域での支え合いのしくみづくり ⑤-2 介護サービスの充実
⑥働く場での男女平等参画促進	⑥-1 女性の就労機会の拡大 ⑥-2 職場における制度・慣行の見直し ⑥-3 ポジティブ・アクションの推進 ⑥-4 女性農業者への支援
⑦ワーク・ライフ・バランスの実現	⑦-1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意義の普及・啓発 ⑦-2 労働時間短縮に向けた取り組み ⑦-3 育児・介護休業の取得促進
⑧多様な働き方を支援する環境の整備	⑧-1 均等待遇に基づく多様な働き方への支援 ⑧-2 女性の起業（企業・NPO）、自営業への支援
⑨政策・方針決定の場への女性の参画促進	⑨-1 審議会・委員会等への女性の積極的登用 ⑨-2 人材に関する情報の収集と整備
⑩地域活動への男女平等参画促進	⑩-1 地域活動の意思決定場面への女性の参画推進 ⑩-2 地域活動等への男性の参加拡大 ⑩-3 男女平等参画の視点での市民活動団体との協働 ⑩-4 国際理解・国際交流の推進 ⑩-5 活動しやすい環境の整備
⑪相談体制の充実と支援	⑪-1 相談の充実 ⑪-2 相談員の資質の向上 ⑪-3 各種相談や関連機関との連携
⑫女性をとりまくあらゆる暴力の防止	⑫-1 ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者支援 ⑫-2 セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力等への適切な対応
⑬性と生殖に関する健康支援	⑬-1 からだと性に関する正確な情報の提供 ⑬-2 女性専門医療の充実に向けた取り組み
⑭援助を必要とするひとり親家庭等への支援	⑭-1 ひとり親家庭への支援 ⑭-2 高齢者への生活支援 ⑭-3 障がいのある人への支援
⑮男女平等推進センターの充実	⑮-1 女性相談の充実 ⑮-2 学習機会の提供の充実 ⑮-3 情報機能の充実 ⑮-4 交流とネットワークの促進と支援
⑯庁内推進体制の整備	⑯-1 横断的推進組織の確立 ⑯-2 男女平等参画担当部署の調整機能強化 ⑯-3 国・都・NPO等関係機関との連携促進 ⑯-4 男女平等推進条例の検討 ⑯-5 苦情処理機関設置の検討
⑰庁内の男女平等の推進	⑰-1 職員の男女平等に関する理解促進 ⑰-2 市発行物における男女平等の徹底 ⑰-3 管理的立場における女性職員の参画促進および女性職域の拡大
⑱計画の進行管理	⑱-1 市民参画の恒常的推進組織による計画の進行管理

計画の位置づけ



は、男女平等参画推進計画に特に関係が深い個別計画